

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【会社名】 シチズン時計株式会社

【英訳名】 Citizen Watch Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大治 良高

【本店の所在の場所】 東京都西東京市田無町六丁目1番12号

【電話番号】 042(466)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役広報IR室担当 小林 啓一

【最寄りの連絡場所】 東京都西東京市田無町六丁目1番12号

【電話番号】 042(466)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役広報IR室担当 小林 啓一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月24日開催の当社第141期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案及び第2号議案） >

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金23円50銭

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、大治良高、古川敏之、宮本佳明、小林啓一、窪木登志子、大澤善雄及び吉田勝彦を選任する。

< 株主提案（第3号議案から第10号議案まで） >

第3号議案 定款一部変更の件

取締役報酬は原則として、個別に開示する。

第4号議案 定款一部変更の件

取締役会は原則として、最高経営責任者と取締役会議長との兼任を禁止し、社外取締役を議長とする。

第5号議案 定款一部変更の件

株主総会は原則として、オンライン出席も可能とする。

第6号議案 定款一部変更の件

社外役員の任期は原則として、最長10年とする。

第7号議案 定款一部変更の件

議決権行使書に棄権欄も設ける。

第8号議案 定款一部変更の件

6箇月以上前から、継続して議決権300個以上を所有する株主は、株主総会の8週間前までに、株主総会の目的事項である事項につき当該株主が提出する議案の要領を株主に通知することを請求することができる。

第9号議案 取締役解任の件

宮本佳明氏の取締役解任を求める。

第10号議案 取締役解任の件

大治良高氏の取締役解任を求める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案及び第2号議案） >

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	1,980,148	11,636	767	(注) 1	可決 99.30
第2号議案				(注) 2	
大治 良高	1,957,989	33,846	767		可決 98.19
古川 敏之	1,972,453	19,382	767		可決 98.91
宮本 佳明	1,970,239	21,596	767		可決 98.80
小林 啓一	1,971,999	19,500	1,103		可決 98.89
窪木 登志子	1,941,411	50,425	767		可決 97.36
大澤 善雄	1,975,129	16,708	767		可決 99.05
吉田 勝彦	1,977,708	14,129	767		可決 99.18

< 株主提案（第3号議案から第10号議案まで） >

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第3号議案	609,256	1,381,963	1,228	(注) 3	否決 30.55
第4号議案	535,137	1,456,208	1,228	(注) 3	否決 26.84
第5号議案	525,988	1,464,285	2,292	(注) 3	否決 26.38
第6号議案	52,621	1,937,690	2,292	(注) 3	否決 2.64
第7号議案	39,345	1,950,906	2,351	(注) 3	否決 1.97
第8号議案	36,493	1,953,650	2,351	(注) 3	否決 1.83
第9号議案					
宮本 佳明	38,929	1,951,251	2,351	(注) 4	否決 1.95
第10号議案					
大治 良高	36,775	1,953,478	2,351	(注) 4	否決 1.84

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
4. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び株主総会に出席した一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより決議事項の可決または否決が成立したため、株主総会に出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上